

公益社団法人農業農村工学会

役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人農業農村工学会（以下「本学会」という。）の定款第 32 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本学会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本学会は、常勤役員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 役員に対して、本学会より講師等及び原稿執筆を委嘱したときは、別に定める「謝金支給基準」に基づき講師等謝金、執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与は支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 6 条に規定する退職金を支給することができる。

(報酬額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬総額（年額）は、8, 000, 000 円を上限として本学会をめぐり諸事情を総合的に勘案の上、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法等に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(退職金)

第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職金の支給基準は、別に定める「常勤役員の退職金規程」による。ただし、その支給額は退職の日におけるその者の報酬月額にその者の在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を超えないものとする。

(費用)

第7条 本学会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 本学会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記をした日(平成24年4月1日)から施行する。

(平成23年5月30日第44回通常総会議決)